

## ヒアリング質問事項一覧

## 【論点 1-(1)】

エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で規制の対象とすべきものは、どのような使用状態を前提とすべきか。

## 【エスカレーターにおける使用状態の認識】

## 質問 1-(1)-1：通常の使用状態の認識について

Q：エスカレーターにおける「通常の使用状態」をどのように考えているか？

## 質問 1-(1)-2-1：異常時の使用状態の認識について

Q：エスカレーターにおける、本来の用法と異なる「異常時の使用状態」をどのように考えているか？

## 質問 1-(1)-2-2：異常時の使用状態への配慮の有無について

Q：「異常時の使用状態」を想定した設計上・建物管理上の配慮を行っているか？

## 質問 1-(1)-3：異常時の使用状態を配慮すべき対象者について《配慮を行っている場合のみ回答》

Q：「異常時の使用状態」を想定した設計上・建物管理上の配慮について、どのような方々を対象としているか？

## 【論点 1-(2)】

エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応するとした場合、階段、バルコニー、吹抜け等における他の日常安全に係る規制との関係をどう考えるべきか。

## 【他の日常安全に係る規制(吹抜けに面した階段やバルコニー等)との関係について】

## 質問 1-(2)-1：他の日常安全に係る通常の使用状態の認識について

Q：吹き抜けに面した階段やバルコニー等における「通常の使用状態」をどのように考えているか？

## 質問 1-(2)-2-1：他の日常安全に係る異常時の使用状態の認識について

Q：吹き抜けに面した階段やバルコニー等における、本来の用法と異なる「異常時の使用状態」をどのように考えているか？

## 質問 1-(2)-2-2：他の日常安全に係る異常時の使用状態への配慮の有無について

Q：吹き抜けに面した階段やバルコニー等における「異常時の使用状態」を想定した設計上・建物管理上の配慮を行っているか？

## 質問 1-(2)-3：他の日常安全に係る異常時の使用状態を配慮すべき対象者について

《配慮を行っている場合のみ回答》

Q：「異常時の使用状態」を想定した設計上・建物管理上対応するのは、どのような方々を対象とするものと考えるか？

## 質問 1-(2)-4：エスカレーターと他の日常安全に係る規制との配慮の違いについて

Q：(工作物である) エスカレーターは、吹き抜けに面した階段やバルコニー等における他の日常安全に係る規制と比較して設計・建物管理上の配慮の違いはあるか？

## 【論点 1-(3)】

エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応しないとした場合、建築行政としてどのように対応すべきか。

### 【建築行政としての対応について】

#### 質問 1-(3)-1：業界基準の遵守意識について

Q：法令と JEAS（エレベーター協会基準）等の業界基準の遵守意識の違いはあるか？

#### 質問 1-(3)-2：ガイドライン（行政指導）の遵守意識について

Q：国や地方公共団体がガイドラインを定めた場合の、法令との遵守意識の違いはあるか？

#### 質問 1-(3)-3-1：自主基準（業界基準、ガイドライン以外の工夫）の有無について

Q：法令や JEAS、ガイドライン以外に独自の基準があるか？

#### 質問 1-(3)-3-2：参考基準等（自主基準以外）の有無について

Q：自主基準以外に参考としている基準や指標等はあるか？

#### 質問 1-(3)-4：自主基準や参考基準等を法令等への規定の必要性について

《基準がある場合のみ回答》

Q：自主基準や参考基準等を法令で定めるべきだと考えるか？

## 【論点 2-(1)】

転落防止板や誘導手すりは、転落防止対策として有効か。また、どのような考え方（方針・基準）に留意して設置すべきか。

### 【転落防止板・誘導手すりの有効性について】

#### 質問 2-(1)-1-1：転落防止板の設置実績について

Q：エスカレーター側面への転落防止板の設置実績はあるか？

#### 質問 2-(1)-1-2：転落防止板の有効性について

Q：エスカレーター側面への転落防止板は安全対策として有効か？

#### 質問 2-(1)-1-3：誘導手すりの設置実績について

Q：誘導手すりの設置実績はあるか？

#### 質問 2-(1)-1-4：誘導手すりの有効性について

Q：誘導手すりは安全対策として有効だと考えるか？

### 【転落防止板・誘導手すりの留意事項について】

#### 質問 2-(1)-2：転落防止板・誘導手すり設置の際の配慮事項について

《設置実績がある場合のみ回答》

Q：転落防止板及び誘導手すりについて、設計上・建物管理上どのような点に配慮しているか？

#### 質問 2-(1)-3：転落防止板・誘導手すり設置によるリスクについて

《設置実績がある場合のみ回答》

Q：設置したことで、設計上・建物管理上、新たな問題やリスクとなった点はあるか？

**質問 2-(1)-4-1**：既設設置の難点について《設置実績がある場合のみ回答》

Q：既設エスカレーターへの設置（増設）の難易度はどうか？

**質問 2-(1)-4-2**：既設設置の改修コストについて《設置実績がある場合のみ回答》

Q：既設エスカレーターへ設置の際の改修コストはどうか？

**質問 2-(1)-5**：安全対策が必要な高低差について

Q：エスカレーターの設計上・建物管理上、特に配慮が必要となる高低差はどのように考えているか？

**【転落防止板・誘導手摺りの法規制の考え方について】**

**質問 2-(1)-6-1**：設置による安全性の高まりについて

Q：吹き抜け部に面するエスカレーターの安全基準を規定することで安全性が高まると考えるか？

**質問 2-(1)-6-2**：安全性の高まる具体のケースについて《高まると考える場合のみ回答》

Q：安全性が高まるのはどのような場合か？

**質問 2-(1)-6-3**：安全基準の法令への規定について《高まると考える場合のみ回答》

Q：安全基準を法令や基準等に規定すべきと考えるか？

**【その他の安全対策について】**

**質問 2-(1)-7-1**：運転方向（上下）の規定による安全性の高まりについて

Q：エスカレーターの運転方向（上下）を規定することにより、安全性が高まると考えるか？

**質問 2-(1)-7-2**：安全基準の法令への規定について《高まると考える場合のみ回答》

Q：具体的にどのように規定すべきと考えますか。

**【危険が予見できる箇所について】**

**質問 2-(1)-8-1**：安全対策が必要な場所等について

Q：その他エスカレーターの設計上・建物管理上、あらかじめ危険が予見できる場所等をどのように考えているか？ また、その安全対策はどのようなものか？

**質問 2-(1)-8-2**：転落の危険性のあるエスカレーターのタイプや条件等について

Q：転落の危険性のあるエスカレーターのタイプや条件等を、どの程度把握しているか？

**質問 2-(1)-8-3**：安全対策が必要な場所等についての法令への規定について

《把握している場合のみ回答》

Q：ご指摘の場所の安全基準を法令や基準等に規定すべきと考えるか？

**【論点 2-(2)】**

エスカレーターの安全な利用方法について、いかに周知を図るべきか。

**【安全な利用に係る周知】**

**質問 2-(2)-1-1**：安全な利用方法の周知の実施状況について

Q：利用者の安全な利用について、設計上・建物管理上で周知を行っている内容等があるか？

**質問 2-(2)-1-2 周知活動の実務への反映**

Q：安全な利用に係る周知活動（手すりにつかまろうキャンペーン等）の内容を、どこまで設計・建物管理上に反映しているか？

**質問 2-(2)-2：建物側で安全を確保すべき部分と、利用者マナーとしての線引きについて**

Q：安全な利用について、建物側で確保すべき部分と、利用者マナーとして確保すべき部分の線引きはどの辺りと考えるか？